

子長與戸同、殺其父母、曰、人命在天乎、在戸乎、如在天、君何憂也、如在戸、則宜高其戸耳、誰而及之者、後文長與一戸同、而嬰不死、是則五月舉子之忌無効驗也、

〔五雜組天〕五月五日子、唐以前忌之、今不爾也、考之載籍、齊則田文、漢則王鳳、胡廣、晉則紀邁、王鎮惡、北齊則高綽、唐則崔信明、張嘉、宋則道君皇帝、金則田特秀、然而覆宗亡國者、高綽、道君二人耳、然一以不軌服天刑、一以盤荒取喪亂、即不五日生能免乎、

田特秀、大定間進士也、所居里名半十、行第五、以五月五日生、小名五兒、年二十五舉於鄉、鄉試府試省試殿試皆第五、年五十五、以五月五日卒、世間有如此異事、可笑、

〔燕石雜志一〕丙午十二獸附

五雜俎に、吹劔録を引て云、丙午丁未年、中國遇之必有災、然亦有不盡然者、則百六陽九亦如是耳、曲亭子云、我俗、丁未をいはず、丙午庚申の年を恐る、こと尤甚し、或はいふ、女子丙午の年に生る、ものは、必その良人を食ふ、或いふ、もし庚申の日に孕むことあれば、その子必盜賊となる、故に凡庚申の日子ヒナある月に、子を生むものは、その子に名づくるに、金をもてず、この事絶て本説なし、宋より以降、人の命運を談するものは、かならず八字を唱ふ、只その年をのみ忌、その日をのみ忌といふよしを聞かず、年を忌ば月を忌べし、月を忌ば日を忌べし、日を忌ば時を忌べし、子丑寅卯の十二支を禽獸に當たるは、後漢のころより既にいへり、事は下に辨すべし、丙讀爲火之兄、丙者、言陽道著明、故曰丙、正字通云、篆作丙、亦作災、陽火也、從火光天之下、盛大發揚也云々、午も亦陽火也、四方に配するときは南方たり、四時に配するときは炎夏たり、月に配するときは五月たり、時に配するときは日中たり、故に丙午の年必火災ありといふ歟、もし俗説に従て、丙午の年火災ありとせば、壬子の年も亦水厄ありとせん、壬讀爲水之兄、壬之爲言任也、言陽氣任養于下也、子は陰に屬す、四方に配するときは北方たり、四時に配するときは玄冬たり、月に配するときは十一月たり、